

長野県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年7月9日

長野県人事委員会委員長 市村次夫  
**長野県人事委員会規則第8号**

長野県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第1条 長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条・第1条の2)

第2章 一般の退職手当(第1条の3-第1条の7)

第3章 特別の退職手当(第2条-第14条)

第4章 退職手当の支給制限等(第15条-第19条)

第5章 雜則(第20条)

附則

第1章 総則

第1条中「、第8条第2項」を削り、「第12条の2第11項並びに第14条」を「第11条、第12条第1項、第17条第6項並びに第20条」に改める。

第1条の2第1項中「第2条の2本文」を「第2条の3本文」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 一般の退職手当

第1条の3第1号中「第7条の2第6項」を「第8条第4項」に改める。

第1条の8を削る。

第2条の前に次の章名を付する。

第3章 特別の退職手当

第17条を第20条とし、同条の前に次の1条及び章名を付する。

(一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情)

第19条 退職手当条例第17条第6項に規定する人事委員会が定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額とする。

第5章 雜則

第16条の見出し中「一時差止処分」を「支払差止処分」に改め、同条中「任命権者」を「退職手当管理機関」に、「一時差止処分」を「支払差止処分」に改め、同条を第18条とする。

第15条の見出し中「一時差止処分」を「支払差止処分」に改め、同条中「第12条の2第4項」を「第13条第4項」に、「一時差止処分」を「支払差止処分」に、「任命権者」を「退職手当管理機関」に改め、同条を第17条とし、第14条の次に次の章名及び2条を加える。

第4章 退職手当の支給制限等

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

第15条 退職手当条例第11条第2号本文に規定する人事委員会が定める機関は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

(1) 知事 知事

(2) 職員のうち、当該職員の退職又は死亡の日において当該職員に対し退職手当条例第11条第2号に規定する懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がないものであつて、前号に掲げる者以外のもの 当該職員の退職又は死亡の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関  
(一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情)

第16条 退職手当条例第12条第1項に規定する人事委員会が定める事情は、当該退職し又は死亡した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職し又は死亡した者の勤務の状況、当該退職し又は死亡した者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職し又は死亡した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響とする。

(長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第7条の2第1項から」を「第8条第1項から」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局